2 愛西監第 1 6 8 号 令和 3 年 1 月 2 5 日

請求人 (氏名省略) 様

愛西市監査委員 戸谷 靜治 愛西市監査委員 髙松 幸雄

住民監査請求の結果について(通知)

令和2年12月4日付の地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づく下水道事業受益者負担金の賦課対象区域の特例及び延滞金未徴収に対する住民監査請求について、その審査を実施した結果、監査対象となるものについては、下記理由により却下若しくは棄却することに決定しましたので通知します。

記

第1 請求の受付

- 1 請求の要旨(以下の記載は、請求人から提出された原文のまま掲載)
 - (1)請求の対象となる機関、職員愛西市市長、副市長、担当職員、市議会議員

(2)請求の対象とする理由

①条例に認められていない理由で1企業を優遇した事実様々な調査。工事業者の聴き取りで代表的な案件が●●●●ののある土地で、下水道負担金が免除される土地ではありません。このことは、令和2年3月5日、愛西市議会一般質問においても、「下水道受益者負担金除外」が条例に基づかずに決定されていることを指摘しています。そのやりとりによれば店舗と一体化している土地は、上限なしで負担金を徴収することになっている。しかし、条例で認められていない1万9,300平方メートルという大きな土地の除外申請を市長は平成25年7月16日に受

理し、8月1日に決定通知を出しており、約770万円を一事業主に優遇したと指摘がされたとのことです。それに対し、上下水道部長は「適正な処理をしていなかった。是正をしていきたい。」と答弁し、副市長も「不適切な業務執行と思われるので、直ちにしかるべき判断をしていく。」と答弁しているが、その後のことについては、何ら市民に説明がされていません。

②条例で定められた延滞金を徴収してなかった事実

愛西市議会平成21年6月議会本会議での「愛西市下水道事業 受益者負担金及び分担金条例の制定」の質疑で、上下水道部長は 「愛西市は当然、延滞金につきましても、現在、3年の12回払 いという予定をしてございますので、その納期に納めていただか ない場合は延滞金を課すことになります。」と、条例内容につい て答弁しています。

しかし①と同様、令和2年3月10日、愛西市議会の質疑において、今まで延滞金を徴収していなかったことを認め、更に使用料の延滞金についてはシステム構築が必要であり、システムさえも導入されていないことが明らかになっています。

- ③ この行為は単なるミス、徴収漏れでなく、作為的であること、 愛西市議会令和2年9月議会本会議の一般質問においても、市長 は、合併前からの問題と職員のミスで片付けようと答弁しておら れるが、資料からしても、不作為ではなく、作為的で理由なき減 免した事は明らかで、税に対する平等・公平に欠ける業務執行で あること。
- ④ 公務員は職務遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ上司の職務上の命令に従わなければなりません。(地方公務員法32条)条例を守らずに1企業を優遇したことは、地方公務員法に反します。また、延滞金に対する条例を制定しておきながら、準備のための予算も計上せず、遵守しないことも同様です。

更に、根拠なき下水道受益者負担金除外申請の受理および決定 書作成は、虚偽公文書に該当します。

⑤ この問題は、令和2年3月議会にて問題発覚したにもかかわら

ず、令和2年9月議会に認定第6号令和元年度愛西市下水道事業会計決算の認定について上程され、多数認定された。この定例議会議決結果は、大きな問題で、決算上問題があるにも関わらず行った事は、重大だ。

(3) 求める措置

- ① 平成25年以前にもさかのぼり、負担金除外をみとめるに至った経緯とすべての負担金除外の事実調査をすること。
- ② 延滞金システムを導入しないことに至った経緯の調査をすること。
- ③ 市長・副市長・監査委員・関与した職員に、市民へ与えた損害 を賠償し、適切な処分を行うこと。
- ④ 市民にすべての経緯を明らかにし、責任を明らかにすること。
- ⑤ 延滞金を条例に測り請求すること。
- ⑥ 市長が自ら条例違反で、受益者負担金の除外をしたことを市民 へ公表すること。
- ⑦ 税に対する平等、公平を担保すること。
- ⑧ 職員が不適切な業務執行であった事を認めた「令和元年の下水 道事業会計決算」の認定をしたことは、重大な責任であったこと を認め、決算認定の取り消しを求める。
- ⑨ 以上の事項に対する意見陳述の場を設けること。

2 請求人

住 所 (省略)

氏 名 (省略)始め35名

3 請求の受付日

令和2年12月4日

4 事実証明書について

添付された事実証明書は以下のとおりである。

- (1) 令和2年9月愛西市議会定例会会議録(一般質問)の写し
- (2) 令和2年3月愛西市議会定例会会議録(一般質問)の写し
- (3) 令和2年9月議会認定第6号 令和元年度愛西市下水道事業会計決算の認定についての写し

- (4) 愛西市HP 令和2年9月定例会議決結果の写し
- (5) 令和2年3月7日付 愛西市議会議員 吉川みつこの「気ままな日記」(ブログ) の写し
- (6) 令和2年3月28日(土) 中日新聞朝刊 尾張版「下水道負担金 徴収漏れ」記事の写し

5 請求の受理

(1)請求人の資格について

法第242条第1項の規定において住民監査請求を行うことができる請求人は、当該普通地方公共団体の住民と規定されている。 本件請求人は住民監査請求の資格を有している。

(2)請求の対象職員等

法第242条第1項の規定により、措置請求の対象は当該普通地 方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共 団体の職員とされており、本件監査請求の対象となる職員等のうち、 市議会議員は、措置請求の対象に当たらない。従って、請求の対象 となる職員等は愛西市長及び副市長、担当職員とした。

(3)請求期間について

(4) 要件審査及び請求の受理

提出された監査請求について、令和2年12月10日に請求人から補正書の提出があった。

本件監査請求の内、怠る事実に関する請求については、法第24 2条の要件を具備しているものと認め、令和2年12月10日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

下水道事業受益者負担金及び分担金条例に違反して負担金賦課を免除した事実及び延滞金を徴収しなかった事実について、請求人の主張する理由から、違法若しくは不当に公金の賦課、徴収を怠る事実があるか否か。

2 監査対象外の判断

法第242条第1項に規定する監査対象の範囲は、違法・不当な公金の支出、財産の取得、管理又は処分、契約の締結又は履行、債務その他の義務の負担、違法・不当に公金の賦課又は徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られ、当該行為を防止若しくは是正し、若しくは怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができるとされている。

以上のことから、本件請求の求める措置のうち、

- ① 平成25年以前にもさかのぼり、負担金除外をみとめるに至った経緯とすべての負担金除外の事実調査をすること。
- ② 延滞金システムを導入しないことに至った経緯の調査をすること。
- ③ 市長・副市長・監査委員・関与した職員に適切な処分を行うこと。
- ④ 市民にすべての経緯を明らかにし、責任を明らかにすること。
- ⑥ 市長が自ら条例違反で、受益者負担金の除外をしたことを市民へ公 表すること。
- ⑦ 税に対する平等、公平を担保すること。
- ⑧ 職員が不適切な業務執行であった事を認めた「令和元年の下水道事業会計決算」の認定をしたことは、重大な責任であったことを認め、 決算認定の取り消しを求める。

はいずれも不適法な請求であるため、監査対象から除外する。

3 監査対象部署

上下水道部下水道課

4 監査の方法

本件監査請求の監査を実施するにあたり、上下水道部下水道課に対し、 弁明書及び証拠書類並びに資料の提出を求め、調査を行った。 5 請求人の証拠の提出及び意見陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和2年12 月24日に陳述の機会を与えた。

なお、請求事項について新たな証拠の提出はなかった。

- 6 請求人の主張に対する下水道課の見解
 - (1) 平成25年7月16日付で受理した下水道事業受益者負担金等賦課対象区域除外申請書及び同年8月1日付で通知した同賦課対象区域除外決定通知書の事務処理において、下水道事業受益者負担金及び分担金条例第4条の規定を違反したことは事実であるが、これは、該当地を賦課対象区域から除外する旨の決定であって、受益者負担金を免除したものではない。

令和2年2月下旬より、手続の是正に向けて当該事業者への交渉 を進めてきた。その結果、事業所内の水路等の取扱いについては引 き続き協議していくこととなり、その間、受益者負担金については、 徴収猶予を申請してもらうこととした。今後は、受益者負担金の問 題を水路等の取扱いの問題と一括して解決すべく、交渉を続けてい く予定である。

以上について、同年11月26日付で受理した下水道事業受益者 負担金等徴収猶予申請書によって、当該事業者から申請を受け、同 年12月7日付で通知した同賦課対象区域除外の解除通知及び同徴 収猶予決定通知並びに賦課除外の土地から賦課対象区域とする土地 に関する公告により、適法に徴収猶予がなされており、既に条例違 反の状態は是正されている。

(2)公共下水道事業は、平成22年度より下水道整備区域の供用開始 に伴い、受益者負担金等及び下水道使用料を徴収している。しかし ながら、愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例第12条及 び同下水道条例第23条の規定における延滞金の徴収を行っていな かったことは事実である。

これを受けて、令和2年3月下旬より市内部での調査・検討を行い、調査・検討の結果を踏まえ、準備期間を経て、同年11月1日より受益者負担金等及び下水道使用料の延滞金の徴収事務を進めた。 徴収対象者は98名であり、うち93名に対して、訪問及び文書

徴収対象者は98名であり、うち93名に対して、訪問及び文書 等により、延滞金納付のお知らせが事務不手際で遅くなったことの お詫びと納付のお願いをした。残りの5名は転出等のため確認中である。

同年12月18日現在で、徴収対象者42名より、合計511, 200円が納付され、引き続き、未納の方から延滞金が納付される よう、徴収事務に取り組んでいる。

- (3) 受益者負担金にかかる問題も、延滞金の徴収未了にかかる問題も、 故意に条例ないし法令に違反する状態を作出したものではなく、各 事実に関する公文書において、偽造等はない。
- (4)発生主義の企業会計方式による愛西市下水道事業会計決算は、当該会計年度における損益と期末における資産、負債及び資本の状況を明らかにするものであり、当該決算にかかる決議内容に法令違反はない。
- (5)請求者らは、法第242条第1項による請求をなしているところ、同条項は、違法若しくは不当な①公金の支出、②財産の取得、管理若しくは処分、③契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に⑤公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下、「怠る事実」という。)があると認めるときに、当該行為を①防止し、若しくは是正し、若しくは②当該怠る事実を改め、又は③当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきこと、を請求することができると定めている。

請求者らによる請求が、上記の要件①ないし⑤のいずれを主張しているか、判然としないが、主張を善解すると、受益者負担金にかかる除外決定により当該負担金を徴収してこなかった事実及び延滞金を徴収してこなかった事実の2つの事実が、いずれも「怠る事実」に該当すると主張するもののようである。

たしかに、前者が受益者負担金の賦課に関する懈怠であり、後者が公金たる延滞金の徴収に関する懈怠であったことは、認めるところであり、これがそれぞれ「怠る事実」に該当することは認めざるを得ないものと考えている。

しかし、先に述べるように、前者については、除外決定の解除と

ともに、受益者負担金の猶予の決定をしており、かつ将来的な解決 も視野に入れて交渉に臨んでいるところである。また、後者につい ても、既に徴収事務を進めているところである。

第3 監査の結果

本件の監査請求に関する監査の結果は、合議の結果、次のとおりとした。

1 主文

本件監査請求のうち、「第2 2」で監査対象から除外したものの他 については、下記の理由により却下若しくは棄却する。

2 理由

(1)住民監査請求に係る請求期間について、法第242条第2項は「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

『請求の対象とする理由 ①』については、賦課対象区域除外決定を通知したのは、平成25年8月1日であり、本件監査請求は、前記財務会計上の「行為のあった日」から既に約7年が経過した事案である。そのため、この点にかかる監査請求書が認められるには、本監査請求に法第242条第2項ただし書きの「正当な理由」が認められる必要がある。

ア この点、最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決は、「正当な理由」が認められる要件について、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうかによって判断すべきであると判示している。

なお、同最判は、問題となる行為が秘密裡に為された事案であるとされているが、同最判の理は、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様で

あると解されるところである。

したがって、本件についても、法第242条第2項ただし書きの「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。

イ そして判例は、「正当な理由」の有無を(即ち、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたか否かを)、新聞報道、情報公開請求及び地方議会議員の議会活動等に関連付けて、その時点から相当の期間の経過の有無をもって判断していることから、当職らとしても、本件監査請求を受理した後、本件監査請求に関連する新聞報道及び愛西市議会での審議の状況等を改めて調査することとした。

また、相当な期間内か否かの判断に関する学説は、60日あるいは2か月を一応の目安として相当の期間の長さを決定しているとされており、判例も同様の立場と考えられている。すなわち、最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決は、66日であれば相当な期間内である一方で84日であれば相当な期間を経過していると判断しており、また、最高裁平成18年6月1日第一小法廷判決は、最初の新聞報道後、約6か月後になされた住民監査請求が相当な期間を経過しており「正当な理由」がないと判示している。

そこで当職らとしても同様の判断に依ることとした。

ウ 愛西市議会議員が令和2年3月5日に開催された令和2年3月 愛西市議会定例会(同議会は一般に公開されている。)において、 本件監査請求に関する事項(「事業主と市民との公平性について」 令和2年3月愛西市議会定例会会議録126頁—128頁))に ついて、一般質問を行っている。

なお、その一般質問で愛西市議会議員は「本来、店舗と一体化 している土地は、上限なしで分担金をいただくことになっていま す。しかし、出てきたんですよ、分担金を免除している事例が。 それが、1万9,367平方メートルという大きな土地の除外申請を平成25年7月16日に受理し、8月1日にいいですよということで決定通知を出しています。金額にしたら775万円を一事業主に優遇している。文書を見ましたが、これを認める根拠、条例にも、この条例の何条に該当するので免除しましたという文書もありません。申請書にも、何条に基づき申請書を提出しますという文書もありません。」と本件監査請求書(『請求の対象とする理由 ①』)に記載された事項とほぼ同一内容の事項を指摘した上で、市当局に対して、見解を質すなどしている(令和2年3月愛西市議会定例会会議録127頁)。

エ また、令和2年3月28日には本件監査請求に関する事項(「条例に認められていない理由で1企業を優遇した事実」) について中日新聞が、業者が提出し、申請理由が空白のまま受理された当時の除外申請書のコピーの写真を掲載した上で、詳細な新聞報道を行っている(同年3月28日中日新聞(朝刊))。

なお、中日新聞は東海地方においてよく閲読されている地元新聞であり(紙媒体のほか、WEB上でも閲覧が可能である。)、愛西市の住民においても容易に閲読することができるものである。

- オ 上記「ウ」「エ」からすれば、令和2年3月5日には、若しくは、 どんなに遅くとも同月28日頃までには、愛西市の一般市民にお いて相当の注意力をもって調査すれば、客観的にみて監査請求す るに足りる程度にその対象とする財務会計上の行為の存在及び 内容を知ることができたことが明らかであるというべきである。
- カ しかしながら、本件監査請求は、令和2年3月5日ないし28日から約9か月もの期間が経過した令和2年12月4日になされたものであり、請求人が「相当な期間」内に監査請求をしたものということはできない。

したがって、本件監査請求には、法第242条第2項ただし書 にいう「正当な理由」があるということはできないと解さざるを 得ない。 よって、本件監査請求のうち、「第2 2」で監査対象から除外したもの及び、「第3 2 (2)」「第3 2 (3)」によって棄却するものの他については却下する。

(2)下水道事業受益者負担金及び分担金については、下水道事業受益者負担金及び分担金条例により、公共下水道使用料については、下水道条例によりそれぞれ賦課徴収することとなっており、その延滞金についても受益者負担金及び分担金条例では第12条により、下水道条例では第23条により納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、受益者負担金年14.5パーセント、受益者分担金年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、受益者負担金年7.25パーセント、受益者分担金年7.3パーセント。ただし、当分の間はこの規定にかかわらず、地方税法(昭和25年法律第226号)の例による。)、使用料については年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント。ただし、当分の間はこの規定にかかわらず、各年の特例基準割合)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならないと規定されている。

公金の賦課、徴収を「違法に怠る」とは、当該執行機関又は職員において、公金の賦課、徴収をなすべきであり、かつその職務権限を適正に行使すれば、公金の賦課、徴収をなしうるにもかかわらず、故意または過失により、それをしないことをいうものと解するのが相当であると考えられる。

ア これを本件監査請求の下水道事業受益者負担金及び分担金並びに下水道使用料の延滞金の徴収について見れば、当該執行機関又は職員がその職務権限を適正に行使すれば、下水道事業受益者及び下水道使用者に対し、受益者負担金及び分担金並びに使用料の延滞金の徴収をなしうるにもかかわらず、それを行っていなかったことになり、違法に公金の徴収を怠る事実があったと解さざるを得ない。

イ 次に、負担金及び分担金並びに使用料の消滅時効は、法第23

6条第1項の規定により5年とされており、それに伴う延滞金についても同様と解される。

令和2年4月1日以降の、納期限後に納付され発生した下水道 事業受益者負担金及び分担金の延滞金については、正規の手続き により徴収されているが、過年度分の同延滞金については、同年 11月1日から徴収事務を進めていることを確認した。併せて、 下水道使用料延滞金については、同年4月1日に「延滞金を徴収 することができる。」との条例改正がなされているが、条例改正 前の徴収していなかった延滞金についても、同年11月10日よ り徴収事務を進めていることを確認している。

なお、令和2年10月31日以前の5年間遡り債権については、 消滅時効期間の経過により、作為義務が消滅したと考えられる。

ウ 以上のことから、違法に徴収を怠る事実があったことは否定できないが、下水道事業受益者負担金及び分担金並びに下水道使用料の延滞金について、市への納付が確認され、また、消滅時効の完成により作為義務が消滅したことをもって、請求人の主張する違法に公金の徴収を怠る事実は解消されたと判断すべきである。

したがって、本件監査請求は法第242条第1項にいう、公金 の徴収を怠る事実には該当しない。

(3) また、「市長・副市長・監査委員・関与した職員に、市民に与えた 損害を賠償すること」との請求については、これらの個人が市民に対 して直接損害の賠償をするように請求することを求めていると解さ れるが、そもそも実体法上、そのような支払い義務は存在し得ないと 解されるから(なお、最高裁判所昭和30年4月19日判決参照。)、 この請求人らの主張には理由がないと判断した。

よって、本件監査請求のうち、「第2 2」で監査対象から除外したもの及び、「第3 2 (1)」によって却下するものの他については、いずれも棄却する。

以上